

Title	1535年におけるイギリス修道院の経済状態 : Valor Ecclesiasticus
Sub Title	The economic conditions of English monasteries in 1535
Author	今関, 恒夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.3 (1969. 3) ,p.269(61)- 289(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19690301-0061
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690301-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- [27] Sharpe, W., "Reply," *Journal of Finance*, Vol. 20, No. 1 (March, 1965).
- [28] Tobin, J., "Liquidity Preference as Behavior Towards Risk," *Review of Economic Studies*, Vol. 25(2) (February, 1958).
- [29] Tobin, J., "The Theory of Portfolio Selection," Ch. 1 in *The Theory of Interest Rates*, ed. by Hahn, F. H. & Brechling, F. P. R. (Macmillan, London 1965)
- (その3)
- [30] Arrow, K.J., "Alternative Approaches to the Theory of Choice in Risk-Taking Situations," *Econometrica*, Vol. 19, No. 4 (October, 1951).
- [31] Aumann, R. J., "Existence of Competitive Equilibria in Markets with a Continuum of Traders," *Econometrica*, Vol. 34, No. 1 (January, 1966).
- [32] Debreu, G., "Definite and Semidefinite Quadratic Forms," *Econometrica*, Vol. 20, No. 2 (April, 1952).
- [33] Debreu, G., "New Concepts and Techniques for Equilibrium Analysis," *International Economic Review*, Vol. 3, No. 3 (September, 1962).
- [34] Hicks, J.R., *Value and Capital*, 2nd. ed. (Oxford Univ. Press, London 1946).
- [35] 市石達郎「フォン・ノイマン・モデル」『経済学年報』第11巻(1967).
- [36] Keynes, J.M., *The General Theory of Employment, Interest and Money*, (Macmillan, London 1936).
- [37] 根岸 隆「貨幣の一般均衡分析」『経済学論集』第32巻第1号(1966年4月).
- [38] von Neumann, J., „Über ein ökonomisches Gleichungssystem und eine Verallgemeinerung des Brouwerschen Fixpunktsatzes," *Ergebnisse eines mathematischen Kolloquiums*, Vol. 8 (1937), translated in English as "A Model of General Economic Equilibrium," *Review of Economic Studies*, Vol. 13(1945-46).
- [39] Don Patinkin, *Money, Interest, and Prices*, 2nd. ed., (Harper & Row, New York 1965).
- [40] Roy, A. D., "Safety First and the Holding of Assets," *Econometrica*, Vol. 20, No. 3 (July, 1952).
- [41] Samuelson, P.A., *Foundations of Economic Analysis*, (Harvard Univ. Press, Cambridge, Mass. 1947).
- [42] Walras, L., *Éléments d'Économie Politique Pure*, édition définitive (1926), translated in English by W. Jaffé as *Elements of Pure Economics*, (George Allen & Unwin, London 1954).

1535年における イギリス修道院の経済状態

— Valor Ecclesiasticus —

今 関 恒 夫

序

14・5世紀以来、イギリス農村は、領主的貨幣経済と農民的貨幣経済の対抗の内から次第に後者へ帰結していく様相を呈しつつあった。かくのごとき傾向を踏まえながら、社会的分業の展開、労働生産性の上昇は、農業部門において、賦役の金納化、固定地代の成立、したがって、地代の名目化、農産物価格の騰貴等の、農民層に有利に作用する一連の経済事情の変化をもたらした。かくして、いわゆる独立自営農民の不断の分出が可能となった。この独立自営農民の、資本・賃労働への両極分解が、農民的・小ブルジョワ的経済を展開させることになるのである。

絶対王制の成立期にはまた、農民層のいわゆる「寄生地主的分解」が進行したことも事実であるが、これは一定のブルジョワ的發展を前提としてのみ考えられるのであって、イギリスにおいては、結局、独立自営農民の資本・賃労働への両極分解、資本主義の正常な発展の中に組み込まれていくのである。

かくのごとき変革期にあって、膨大な土地が市場に溢れるならば、それが農民層の分解に一定の役割を果さないではないことは見易い道理である。

1536年および39年の再度にわたる修道院解散とそれに続く修道院領の処分を、そのような関連の中でみるために、被譲与者を社会的地位の面から検討してみると、つぎのようである。初期の主として廷臣および王室関係者に対する土地譲与を除くと、その多くは、旧家の次・三男たるジェントルマンに対するものであった。ついで、少数ではあるが見逃せないのが(転売・再転売の過程を経ているため、充分明瞭にすることは困難なのではあるが)、結局ヨークマンに帰結する土地譲与である。前者に属する譲与には、農民層の両極分解に資する場合と、封建的土地所有の小ブルジョワ的發展に対する対応形態である「寄生地主的分解」に資する場合とが考えられ、後者の場合は、当然、農民層の両極分解を促進したと考えられる。^(注1)

修道院解散とそれともなう土地処分の歴史的役割をこのようにみる場合、それは解散前夜にお

ける修道院の社会経済状態と深く関連すると考えられる。本稿においては、かかる視点から、修道院解散前夜のイギリス修道院の社会経済的事情について、「教会財産査定録」(Valor Ecclesiasticus) ^(注2) にもとづくサヴィン (A. Savine) の周知の業績を全面的に利用して考察を加えてみたい。

1. 修道院の収入

ローマとの分裂が公然となるに及んで、ヘンリー8世は、これまでローマ教皇庁に納められていた「初年度献上聖職禄」(annates) その他の献上金を禁止 (23 Henry VIII c. 20, 25 Henry VIII c. 20, 25 Henry VIII c. 20) するとともに、他方イギリスに聖職禄をもつ者はすべて「初年度献上聖職禄」および「10分の1税」(tenth) ^(注3) を国王に納付すべきことを定めた (26 Henry VIII c. 3)。10分の1税は、教会の純収入の10分の1を意味したから、教会・修道院等の純収入を調査する必要が生じた。

そのため王立委員会が設立され、純収入の全国的調査が実施された。その調査台帳が「教会財産査定録」^(注4) である。この史料の信憑性に関しては、いくぶんの疑問もあるが、全体としては、信頼するに足るものと考えられるので、一応、解散前夜の修道院経済の状態を検討するに適するといえよう。^(注5)

そこでサヴィンはまず「教会財産査定録」に記録されている552の修道院全体の収入を、総収入・

注(1) 以上の諸点については、大塚久雄「資本主義の形成」『社会科学講座』IV, VI, 同「資本主義の発達—総説—」『西洋経済史講座』II, 同「近代化の歴史的起点」『経済学全集』11 (同氏編「西洋経済史」第1章)などのほか、岡田与好「イギリス初期労働立法の歴史的展開」、船山栄一「イギリスにおける経済構成の転換」、吉岡昭彦「イギリス地主制の研究」、角山 栄「イギリス絶対主義の構造」、富岡次郎「イギリス農民一揆の研究」などを参照。なお、修道院解散後の土地処分に関しては、拙稿「解散修道院の土地処分—特にデヴォンシャの場合—」(三田学会誌59巻2号)参照。

(2) A. Savine, English Monasteries on the Eve of the Dissolution, in Oxford Studies in Social and Legal History, ed. by P. Vinogradoff, vol. 1., Oxford 1909. これが、Valor Ecclesiasticus を全面的に検討した唯一の文献であることは、現在も変らない。General editor, H.P.R. Finberg, The Agrarian History of England and Wales, Vol. iv. 1500—1640, ed. by Joan Thirsk, Cambridge 1967, p. 306. なお Ch. V. Landlords in England. C, The Church の項は J. Youings の執筆になる。したがって同項は以後ユーイングズの名によって引用する。

(3) J. R. Tanner, Tudor Constitutional Documents 1485—1603, Cambridge 1922, pp. 25—39. この間の事情については do. pp. 13—46 の解説に詳しいが、その他、D. Knowles, The Religious Orders in England 3 vols., 1959, Vol. III, G. R. Elton, "The Reformation in England" (New Camb. Modern History Vol. II, pp. 226—250) 1958, H. M. Smith, Henry VIII and the Reformation, 1962, Sir M. Powick, The English Reformation to 1558, 1960 を参照。

(4) 詳しくは、Savine, op. cit., Book I, ch. 1 特に pp. 3—5 参照。

(5) 「『教会財産査定録』と『イギリス修道院解散』が一般かつ体系的な欺瞞の上に着目されているという仮説は、多分、ある困難を解消するように考えられるであろう。しかし、それによって論理的に帰結していくところはさらに大きな困難である。全体的にいって、1535年の大調査に対して信頼するという態度は、これに疑いをもつよりも正当だといえよう。」ibid., p. 75. なお Book I, ch. 2 を参照。Youings, op. cit., pp. 324—325 をも参照。

(6) Savine, op. cit., pp. 96—97.

純収入・世俗総収入・世俗純収入に分けて推算している (第1表)。ここで純収入とは、総収入から

第1表

総収入	£ 161,853
純収入	136,361
世俗総収入	121,659
世俗純収入	109,736

修道院が支出する荘官 (stewards)・荘司 (bailiffs)・収入役 (receivers)・監査官 (auditors) に対する定期俸給・地代・献金および寄進者の意志による定期的な施物を控除したものである。第1表において総収入から世俗総収入を、純収入から世俗純収入を差引いた残余は、各々聖界総収入・聖界純収入である。^(注7)

ところで、ユーイングズによれば、サヴィンの総収入の計算にはいくつかの欠陥がある。たとえば、ブリストルの聖オーガスチン大修道院のようないくつかの大所領・付属学院・いくつかの慈善院の土地を計算に加えていなかったり、直営地を過小評価しているために、少なく見積られ、これを計算に入れば、総収入は200,000ポンドにはなる。^(注9) そしてこれは全イギリス土地財産の5分の1あるいは4分の1に当るものとされている。^(注10)

次に、これを世俗総収入によって修道院の規模別に分類すると、第2表のようになる。これによれば、20ポンドから100ポンドの修道院が最も多く、100ポンドから300ポンドがそれについている。この両項を加えると全体の70パーセントを超え、小中規模の修道院が圧倒的に多かったことを示している。

第2表

	件数	%
—£ 20	47	11
£ 20—£ 100	170	40
£ 100—£ 300	131	31
£ 300—£1,000	65	15
£1,000—	15	3
合計	428	100

それでは聖界収入・世俗収入の内訳はどのようになっているであろうか、以下に項目別に検討してみよう。

Savine, Op. cit., p. 144 より作成

(一) 聖界収入——聖界収入のほとんどはカソリックおよび教区教会からのもので、その他は特別な敬虔の念から聖堂に捧げられる献金である。教区収入には教区司祭禄、代理教区司祭禄、付属礼拝堂禄のすべてを修道院が手中にしていた場合と、それらの内の一定額あるいは一定率を手中にしていた場合とがみられた。特別献金は巡礼の中心である修道院において例外的に多額を占めたにすぎない。

以上は形式的に分類してみた場合であるが、これを内容的にみると、教会領からの土地収入は聖界総収入の約12分の1を占め、10分の1税が約6分の5に達する。^(注12)

注(7) 総括的な収入を計算する上でもつ史料の制約については、ibid., pp. 88—96. サヴィン以前に様々の人により解散前夜の修道院収入についてなされた推定額については do., pp. 70—88 に詳しく説かれ批判されている。

(8) ibid., pp. 99—100.

(9) Youings, op. cit., p. 307. なお D. ノウルズも「教会財産査定録」における「修道院収入はサヴィンが推定したよりも1535年の調査委員によって低く評価されていた」(Knowles, op. cit., p. 247)と指摘している。しかしサヴィンの研究の全体としての傾向は正しいものとしている。do. pp. 241—295.

(10) Youings, op. cit., p. 307. C. ヒルは1542年以前における王室の土地収入は、40,000ポンドを超えなかったことを指摘している。C. Hill, Puritanism and Revolution, 1958, p. 32—33.

(11) 世俗総収入によるよりも純収入による方が、より多くの修道院を考慮に入れることができるが、純収入の算出方法が調査員によっていくぶん異なるから、総世俗収入による。Savine, op. cit., p. 114.

圧倒的な割合をしめる10分の1税の徴収権は、修道院解散後国王の手に移り、さらに市場に出て俗人地主の手に移ることになるが、この時点においても、すでに実際の徴収は俗人司祭・荘司・収入役等の俗人の手によっておこなわれていたのである。さらに、管轄教区が修道院から遠方にある場合には、その地方のディーラに、年ぎめで売却したり、比較的短期のリース（普通5年程度、10年、12年、一代という場合も稀にはみられた）に出したりもしていた。

俗人の手に移っていく傾向は10分の1税徴収権に限らなかった。教区司祭管区が有力農民によって請負われている場合も少なくない（第3表）。このようにして修道院は単なる地代受取人となり、

第3表

修道院名	教区数	貸出数
Markby (Lincs.)	5	2
Peterborough (Lincs.)	6	5
Shaftesbury (Dorset)	2	2
Hartland (Devon)	7	3*
Cirencester** (Gloucs.)	11	11
Tewkesbury (Gloucs.)	16	15
Jervaulx (Yorks.)	2	1

* はっきりと修道院のものであるのは2で、残りの5のうち2は無条件で「修道院の任意の」リースに出されていた。
 ** Berks. に Shrevenham マナーを所有し4ヶ処から穀物による10分の1税を得ていたが、これは4人にリースされていた。
 Savine, op. cit., pp. 112-113 より作成

4,000ポンドで、残りの約100,000ポンドが土地収入である。

29州120の修道院について、法廷収入を調べてみよう。第4表は世俗総収入に対する法廷収入の割合を州ごとに比べてみたものであるが、南部諸州、特にコーンウォール、デヴォン、ドーセッ

注(12) A表によれば、10分の1という数字

が出てくるが、これに2、3州の一般的な教区収入と教会領収入が分けて記されている執事管区の数字を考慮して12分の1ということになる。
 ibid., p. 107.

(13) ibid., pp. 107-110.

(14) ibid., pp. 110-111; G. Baskerville, English Monks and the Suppression of the Monasteries, 1937, pp. 60-64をも参照。

(15) Youings, op. cit., p. 322.

(16) かれらの多くが、いわゆるローマンからジェントリに上昇した人々、あるいは旧家の次・三男であったと考えられる(拙稿、前掲論文参照)。

(17) Savine, op. cit., p. 113.

(18) ibid., p. 119.

請負農民は修道院と教区の間で立って教区司祭管区を収入源として、一定の利益をあげていた。後述するごとく解散後「王室増加収入庁」(courte of Thaugmentations of the Revenues of the Kings Crowne) は教区司祭管区を請負農民の要求によって、教区司祭にではなく、かれら請負農民にリース更新の形で、十分な資金があるならば、売却の形で譲与したのであった。

(二) 世俗収入——第1表にみられる世俗総収入約120,000ポンドの内、都市収入が約14,000ポンド、職人その他に賃貸した建物・水車場・漁場・鉱山・市場等からの収入が2,500ポンドから3,000ポンド、法廷収入が約

A 表

修道院名	聖界総収入(A)	土地収入(B)	B/A×100
Dorset Abbotsbury	90 18 8	8 17 8	9.8
Bindon	61 0 0	5 13 4	11.1
Shaftesbury	88 10 2	7 8 0	8.4
Syaff. St. Thomas	50 2 4	6 6 4	12.6
Yorks. Knaresbrough	62 4 8	6 7 4	11.6
Melton	21 17 4	2 13 4	12.2
Athewich	26 14 0	2 13 4	10.0
州合計	391 7 2	39 19 4	10.2

Savine, op. cit., pp. 105-106 より作成

第4表

Savine, op. cit., pp. 136-138 より作成

修道院名	世俗総収入(A)	法廷収入(B)	(B/A)×100	修道院名	世俗総収入(A)	法廷収入(B)	(B/A)×100
	£. s. d.	£. s. d.			£. s. d.	£. s. d.	
南 部				州 合 計	396 17 4 1/2	7 7 0	1.9
[CORNWALL]				合 計	11,613 3 8	594 15 5 1/8	5.1
Bodmin	217 9 11	12 8 2	5.7	北 部			
St. Germans	119 11 4	7 10 0	6.3	[WESTM.]			
Launceston	233 2 6 1/4	11 13 0	4.9	Shappe	103 7 2 1/2	0 13 4	0.7
州 合 計	570 3 9 1/4	30 11 2	5.4	[CUMB.]			
[DEVON]				Holme Cultrum	370 17 1/2	2 0 0	0.5
Buckfastleigh	435 16 5 1/8	40 2 8	9.2	[LANC.]			
Plympton	459 17 9 1/8	32 4 7 1/8	7.0	Cartmell	82 10 3	1 0 0	1.2
Totnes	81 6 8 1/2	1 1 8	1.2	合 計	556 14 6	3 13 4	0.7
州 合 計	977 0 11 3/4	73 8 11 1/8	7.4	西 部			
[DORSET]				[SALOP]			
Cern	559 19 2 1/4	47 18 1 1/4	8.6	Buildwas	123 6 10	0 5 0	0.2
Middleton	588 3 10 1/2	55 19 3 1/2	9.5	Halesowen	287 7 2 1/2	5 12 0	1.9
Shaftesbury	1,210 18 5	154 3 7	12.7	Haghmond	228 13 11	0 6 8	0.1
Sherborne	652 15 7 1/8	104 2 8 1/2	16.0	Shrowsbury	415 1 7 1/2	1 0 0	0.2
Tarrent	217 13 6	2 7 4	10.8	Wenlock	346 17 3/4	10 0 0	2.9
州 合 計	3,229 10 7 1/8	364 10 5 1/4	11.4	Wombridge	62 9 0	0 5 0	0.4
[WILTS]				州 合 計	1,463 15 7 1/4	17 8 8	1.2
Amesbury	411 16 7 1/4	15 10 7	3.8	[HEREFORD]			
Bradensstock	249 7 8	2 6 8	0.9	Aconbury	51 1 1 1/2	0 10 0	1.0
Edindon	393 8 11 1/2	7 0 10	1.8	Dore	65 13 4	0 6 8	0.3
Farleigh	161 6 8 1/2	1 18 1	1.2	Wigmore	183 19 7 1/2	3 6 8	1.8
Lalock	181 0 8 1/2	1 1 10	0.6	Wormesley	37 17 5	0 7 0	0.9
Malmesbury	849 8 2 1/4	5 8 6	0.6	州 合 計	338 11 6	4 1 4	1.2
Stanley	206 6 0	1 10 0	0.7	[SOMERSET]			
Wilton	632 16 2 1/8	24 3 6	3.8	Barlynch	117 10 8 1/2	3 10 0	3.8
州 合 計	3,085 11 10 1/8	59 0 0	1.9	[WORC.]			
[SUSSEX]				Bordesley	364 9 4 1/2	5 1 7	1.4
Lewes	577 7	10 1 10	1.7	Evesham	1,067 19 6 1/2	18 3 4	1.8
Shulbrede	61 7	0 12 0	1.0	M. Malvern	301 6 6 1/4	4 9 5	1.5
Tortington	81 6	2 0 0	2.5	P. Malvern	72 17 2	0 18 6	2.6
州 合 計	720 2	12 13 10	1.8	Pershore	549 13 11	18 8 5 1/2	3.4
[SURREY]				Worc. Cath.	1,095 16 8 1/4	26 7 8	2.4
Bermondsey	412 6	4 10 0	1.1	州 合 計	3,452 3 2 1/4	73 8 11 1/2	2.1
Chertsey	591 9	30 3 3	5.1	合 計	5,371 14 1/4	98 8 11 1/2	1.8
Merton	758 10	11 17 1	1.6	東 部			
Newark	219 2	0 5 8	1.1	[NORFORK]			
St. Mary's Overy	456 8	0 3 4	0.4	Hickling	92 10 1 1/4	9 16 11	10.6
Waverley	196 0	1 4 8	0.6	Hulmo	557 8 1/2	79 1 5	14.2
州 合 計	2,633 17	47 4 0	1.8	Langley	89 10 1	0 8 0	0.4
[KENT]				Norwich Cath.	675 6 1 1/2	17 9 8 1/2	2.6
Horton	86 1 7	1 10 1	1.5				
Malling	196 0 10 1/2	4 16 2	2.4				
Shoppay	114 14 11	1 0 9	0.9				

第4表のつづき

修道院名	世俗総収入(A)	法廷収入(B)	(B/A)×100	修道院名	世俗総収入(A)	法廷収入(B)	(B/A)×100
Penthey	151 6 7 ¹ / ₄	0 7 4	0.2	St. Thomas's			
Shouldham	127 6 8 ¹ / ₂	0 11 8	0.4	Staff.	130 19 5 ¹ / ₂	0 3 2	0.1
Walsingham	385 5 5 ¹ / ₂	4 3 11 ¹ / ₂	1.1	Stone	54 12 11	0 13 4	1.2
Wendling	53 14 11 ¹ / ₄	0 19 8	1.9	Trentham	83 19 10	0 12 0	0.7
Westacre	243 9 9 ³ / ₄	0 18 10	0.4	Tutbury	170 18 4	0 16 3	0.5
Wymondham	188 7 11 ³ / ₄	13 7 6	7.1	州合計	507 1 8	2 16 9	0.6
州合計	2,564 5 5 ¹ / ₂	127 5 0	5.0	[GLOUC.]			
[LINC.]				St. Peter's Glouc.	1,473 13 2	36 3 1	2.5
Bardney	173 16 11 ¹ / ₄	1 0 0	0.7	Lantony	577 9 2	2 10 2	0.4
Bollington	85 9 9	0 6 8	0.4	Tewkesbury	1,057 15 3 ¹ / ₂	28 18 3 ³ / ₄	2.7
Hagnaby	93 15 1	0 1 0	0.1	Winchelcombe	710 5 2 ¹ / ₄	4 4 0	0.6
Kyme	85 16 2	0 1 8	0.1	州合計	3,819 2 9 ¹ / ₄	71 15 6 ³ / ₄	1.9
Markby	127 11 10 ¹ / ₂	0 4 8	0.2	合計	7,373 17 9 ¹ / ₄	119 4 11 ¹ / ₄	1.6
Newsome	73 14 8 ¹ / ₂	0 10 0	0.7	内ミッドランド			
Thornnton	591 5 4 ³ / ₄	6 0 0	1.0	[NORTHANTS.]			
州合計	1,231 9 11	8 4 0	0.7	Peterborough	1,741 7 6 ¹ / ₂	31 2 7 ¹ / ₂	1.8
[YORKS.]				Pipewell	292 15 1 ¹ / ₂	1 5 0	0.4
Jervaulx	340 14 11	1 0 0	0.3	Fineshade	58 16 0	0 2 0	0.2
Nostell	236 12 7	0 10 2	0.2	Sulby	205 8 5 ¹ / ₂	0 9 8	0.2
Pontefract	269 12 3 ¹ / ₂	0 10 10	0.2	州合計	2,298 7 7 ¹ / ₂	32 19 3 ¹ / ₂	1.4
Roche	219 4 8	0 10 8	0.2	[Oxon.]			
Selby	555 6 5 ³ / ₄	2 6 8	0.4	Studley	85 14 8	1 0 0	1.2
州合計	1,621 10 11 ¹ / ₄	4 18 4	0.3	Thame	274 15 7 ¹ / ₂	1 0 0	0.4
[SUFFOLK]				州合計	360 10 3 ¹ / ₂	2 0 0	0.6
Bury St. Edmunds	2,204 1 4 ³ / ₄	21 15 0	1.0	[Warw.]			
Campsey	215 6 5 ¹ / ₄	4 16 11	2.2	Wroxall	46 6 9 ¹ / ₂	0 13 4	1.4
Ixworth	152 7 3 ³ / ₄	0 7 8	0.3	[BUCKS.]			
Leiston	168 3 11 ¹ / ₂	3 6 8	2.0	Ankerwyko	45 5 0	0 16 2	1.8
Redlingfield	68 10 11 ¹ / ₂	1 12 1	2.3	Lavenden	61 5 8 ¹ / ₂	2 0 0	3.3
Woodbridge	47 19 8	0 6 4	0.7	州合計	106 10 8 ¹ / ₂	2 16 2	2.6
州合計	2,256 9 9 ³ / ₈	32 4 8	1.1	[LEIC.]			
合計	8,273 16 1 ¹ / ₂	172 12 0	2.1	Croxton	319 0 7 ¹ / ₄	1 17 0	0.6
外ミッドランド				Garenton	172 15 2 ¹ / ₂	0 6 8	0.2
[BEDS.]				Kirby Beller	122 7 10 ¹ / ₄	2 6 8	1.9
Bushmead	81 13 5 ¹ / ₂	1 0 0	1.2	Laude	279 4 9 ¹ / ₂	0 10 4	0.2
Kaldwell	73 12 1	1 0 0	1.4	St. Mary's Leic.	732 12 3 ¹ / ₄	4 8 8	0.6
Harwold	26 13 2	0 13 4	2.5	Olveston	149 0 11 ¹ / ₂	2 0 0	1.3
Merkate	53 10 5	1 6 8	2.5	州合計	1,775 0 11 ¹ / ₂	11 9 4	0.6
Newnham	156 3 2	2 0 0	1.3	[NOTT.]			
Woburn	390 13 11 ¹ / ₂	2 0 0	0.5	Lenton	162 12 1	1 10 0	0.9
州合計	782 6 8	7 17 0	1.0	Newstead	161 18 8 ¹ / ₂	0 18 10	0.6
[HUNTS.]				Rufford	186 13 4	1 12 3	0.9
Huntingdon	126 11 4 ¹ / ₂	0 16 8	0.7	Thurgarton	210 5 6	0 11 10	0.3
Ramsey	1,786 9 8 ¹ / ₄	32 15 6	1.8	州合計	721 9 7 ¹ / ₂	4 12 11	0.6
St. Neots	192 13 11 ¹ / ₄	2 13 4	1.4	合計	5,308 5 5 ³ / ₈	54 11 7 ¹ / ₈	1.0
Sawtre	159 11 8	0 10 2	0.3	総合計	33,407 11 5 ¹ / ₂	1,043 5 9 ¹ / ₄	2.7
州合計	2,263 6 8	36 15 8	1.6	[STAFF.]			
[STAFF.]				Hulton	67 0 1 ¹ / ₂	0 12 0	0.9

第5表

	件数	法廷収入/世俗総収入
- £ 100	35	2.1(%)
£ 100-£ 300	45	1.3
£ 300-£ 1,000	30	3.5
£ 1,000-	10	3.3
	120	2.6

Savine, op. cit., pp. 136-138 より作成

トの3州の割合が、他に比して大きいことが目立つこと以外は、はっきりとした特徴は出ていない。これに対して第5表は世俗総収入からみた修道院の規模の大小によって、同じ割合を算出したものである。世俗総収入300ポンド以上の大修道院については3.4%、中小規模の修道院については1.4%と、封建的要素(領主裁判権)

を大修道院ほど濃厚に残していたことを示している。

次に土地収入約10万ポンドの内訳を検討してみよう。土地収入の内容は農民(自由借地農、贖本借地農、定期借地農、任意借地農)保有地からの地代収入と直営地(耕地、牧草地、放牧地、森林)収入とに分けられる。

直営地収入の方から見ていく。直営地からの収入(terrae dominicales in manibus abbatis sire prioris)と森林からの収入とが別個に記されている16州41修道院、および両者が別に記されていない25州75修道院について、直営地収入の世俗総収入に対する割合を、修道院の規模別に、そして地域別に計算したのが第6表・第7表である。

第6表

	件数	直営地収入/世俗総収入
- £ 100	35	24.8(%)
£ 100-£ 300	54	15.0
£ 300-£ 1,000	21	7.6
£ 1,000-	6	4.5
	116	9.7

Savine, op. cit., pp. 144-147 より作成

第6表においては、修道院の規模の大小によって、直営地収入の割合がはっきりと違うことが分る。その意味するところは、こうではなかろうか。直営地収入がおもに修士および修道院に属する俗人の生活資料を賄うものだとすれば、問題は、直営地収入と修道院人口との相関である。これを計算してみると第8表のごとくなる。これによつて、修道院人口ひとりあたりの収入をみると、総世俗収入

注(19) 「教会財産査定録」に記されている鉱山業は石切場2、製鉄場1、製塩場3、炭坑2ぐらいのものである。(ibid., pp. 123-124)。しかし、ノウルズによれば、たとえばダラムのティンマウス(Tynemouth)において1538年に、年間50ポンドの貸賃料で炭坑を貸付していること、パーサー(Parsar)では、つるはし、シャベル、ロープその他の借用料として、33シリング4ペンスを、採炭夫に7ポンドを支払っていたという記録が1532年にあることを根拠に、「工業活動の程度は(採炭業においては特に)ダラム、ノオザンパーランドその他の州における修道院経済の中で注目すべきものがあり、北部の荒地においても、サヴィンが推測したよりも大きな意味があるものであった。」と述べている。Knowles, op. cit., p. 247, p. 250 n. 1 参照。なお J.U. Nef, The Rise of the British coal industry, 2 vols, 1932, Vol. I. pp. 134-137, pp. 139-142, Vol. II. pp. 438-441, Appendix M. 田中豊治「イギリス絶対王政期の産業構造」第四章絶対王政下の石炭業をも参照。

(20) Savine, op. cit., pp. 120-131.

(21) ibid., p. 138.

(22) ibid., pp. 140-142. ここで直営地収入とは demesne in hand からの収入である。その他にリースされている直営地が多いが、これは、当然、農民保有地収入に加えられる。

(23) ibid., pp. 161-165.

第7表 Savine, op. cit., pp. 144-147 より作成

修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B/A)×100	修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B/A)×100
南部	£. s. d.	£. s. d.		西部	£. s. d.	£. s. d.	
[DEVON]				[SALOP]			
Canonleigh	166 18 6 1/2	1 16 0	1.1	Buildwas	123 6 10	20 9 8	16.6
Hartland	150 1 2 1/4	45 0 0	30.0	Haghmond	228 13 11	19 19 4	8.7
州合計	316 19 8 3/4	46 16 0	14.8	Lilleshall	232 16 6	16 0 0	6.9
[DORSET]				Wombridge	62 9 0	6 13 4	10.7
Cern	559 19 2 3/4	76 17 10	13.7	州合計	647 6 3	63 2 4	9.7
Shaftesbury	1,210 18 5	57 12 9 1/2	4.7	[HEREFORD]			
Sherborne	652 15 7 1/2	25 17 10 1/2	4.0	St. Guthlac	134 11 5 1/2	0 13 8	5.1
Tarrent	217 13 6	28 1 0	12.9	Wormesley	37 17 5	18 7 6	50.0
Middleton	588 3 10 1/2	120 4 5 1/2	20.6	州合計	172 8 10 1/2	19 1 2	11.0
州合計	3,229 9 8 1/2	308 13 11 1/2	9.6	[SOMERSET]			
[WILTS.]				Athelney	271 0 3 1/4	3 17 0	1.4
Amesbury	411 16 7 1/4	10 9 5	2.5	Barlinch	117 10 8 1/2	5 11 9	4.7
Kington	26 1 2	5 6 8	20.4	Bruton	337 15 9	10 0 0	3.0
Malmesbury	849 8 2 3/4	8 0 0	0.9	Henton	271 1 4	20 16 8	7.7
Wilton	632 16 2 1/2	31 19 4	5.1	Minchin			
州合計	1,920 2 2 1/2	55 15 5	2.9	Bockland	122 18 11 3/4	5 17 8	4.8
[SUSSEX]				Muchelney	393 18 0	8 6 0	2.1
Battle	773 16 6 1/2	20 0 0	2.6	Taunton	264 11 5 1/2	15 11 9	5.9
Muhelham	154 13 7	25 11 0	16.5	Witham	239 10 5	65 15 2	27.4
Robertsbridge	253 9 2	27 3 0	10.8	Worspring	97 11 10	24 3 0	24.8
Shulbrede	61 7 10	25 6 8	41.2	州合計	2,115 16 9	159 15 0	7.6
Tortington	81 6 9	8 0 0	9.8	[WORCESTER]			
州合計	1,324 13 10 1/2	106 0 8	8.0	M. Malvern	301 6 6 1/4	22 18 4	7.6
[SURREY]				P. Malvern	72 17 2	8 6 6	11.4
Chertsey	591 9 8 3/4	37 10 4	6.3	州合計	374 3 8 1/4	31 4 10	8.3
Merton	758 10 3 1/2	24 0 8	3.6	合計	3,300 15 6 3/4	273 7 4	8.3
Newark	219 2 1 1/2	21 3 9	9.7	東部			
St. Mary's Overey	456 8 8 1/2	7 11 0	6.5	[LINC.]			
Waverley	196 0 3 1/2	17 11 6	9.0	Ailsham	61 5 2	9 0 0	14.7
州合計	2,221 11 3 1/4	107 17 3	4.9	Alvingham	100 8 4	30 0 0	30.0
[KENT]				Greenfield	79 13 1	12 13 0	15.9
Dartford	471 11 7	26 18 4	5.7	Hagnaby	93 15 1	32 0 0	34.2
Horton St. Radegund	86 1 7	5 0 0	5.8	Markley	127 11 10 1/2	19 0 6	14.9
Dover	101 16 1	24 1 9	23.6	Newsome	73 14 8 1/2	13 11 8	18.4
州合計	659 9 3	55 19 12	8.5	Revesby	312 6 6	48 17 6	15.6
合計	9,672 4 1 3/8	681 3 3 1/2	7.0	Sixhill	139 16 8	26 13 4	19.1
北部				Spalding	740 2 9	50 0 8	6.7
[WESTM.]				Stamford	37 9 8 1/2	9 14 7	25.8
Shappe	103 7 2 1/2	16 7 8	15.8	St. Michael's			
[LANC.]				Staynesfold	67 7 1	20 0 0	33.0
Furness	763 0 10	104 15 8	13.7	Stixwold	129 4 6 1/2	5 0 0	3.9
合計	866 8 1 1/2	121 3 4	14.0	Swineshed	160 14 5	46 7 4	27.7
				Willoughton	158 1 1 1/2	11 9 6	7.3
				州合計	2,221 10 11 1/2	334 8 1	14.6

第7表のつづき

修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B/A)×100	修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B/A)×100
[YORKS.]				[GLOUC.]			
Fountains	1,103 5 11 1/2	183 6 8	16.6	Lantony	557 9 2	32 9 3	5.6
Jervaulx	340 14 11	72 11 8	21.3	Tewkesbury	1057 15 3 1/2	38 19 4	3.7
Marrick	55 5 9	21 0 0	38.1	Winchcombe	710 5 2 1/4	142 1 8	20.0
Marton	134 7 8	21 0 0	15.6	州合計	2345 9 7 3/4	213 10 3	9.1
Meaux	291 18 3 1/2	24 0 0	8.2	合計	8249 1 11 1/8	554 16 8 1/2	6.7
Newburgh	200 4 1	16 0 0	8.0	内ミッドランド			
Nastell	236 12 7	41 0 0	17.3	[OXON.]			
Pontefract	269 12 3 1/2	34 1 2	12.6	Rewley	166 15 11	9 3 8	5.5
Rocke	219 4 8	21 0 0	9.6	Thame	274 15 7 1/2	3 3 3	1.1
州合計	2,851 6 2 1/2	433 19 6	15.2	Wroxton	86 9 10	10 1 4	11.1
[NORF.]				州合計	528 10 4 1/2	22 8 3	4.2
Langley	89 10 1	20 8 0	22.7	[BUCKS.]			
Shouldham	127 6 8 1/2	23 2 10 1/2	18.1	Ankerwyke	45 5 0	6 6 8	13.9
Walsingham	385 5 5 1/2	66 16 3 1/2	17.3	Burnham	72 3 11 1/2	11 0 2	15.2
Westacre	243 9 9 3/4	48 14 8	20.0	Lavenden	61 5 8 1/2	16 4 6	26.5
W. Dereham	207 19 7 3/4	47 11 4	22.9	Missenden	198 15 8	26 8 0	12.8
州合計	1,053 3 3 3/8	206 13 2	19.6	Nutley	177 9 1 1/2	31 18 4	18.0
[SUFFOLK]				州合計	554 19 5 1/2	91 17 2	16.5
Bury St. Edmunds	2,204 1 4 3/4	25 13 4	1.2	[LEIC.]			
Redlingfield	68 10 11 1/2	17 5 0	25.2	Garendon	172 15 2 1/2	44 7 8	25.8
Woodbridge	47 19 8	8 0 0	16.7	Kirby Beller	122 7 10 1/4	14 0 0	11.4
州合計	2,320 4 1 1/4	50 5 18	2.2	Launde	279 4 9 1/2	113 0 0	40.5
合計	8,506 4 1 1/4	1,025 7 3	12.0	St. Mary	732 12 3 1/4	41 0 0	5.6
外ミッドランド				Ulverscroft	70 18 9 1/2	18 6 8	25.8
[MIDDLESEX]				州合計	1377 18 8 1/2	230 14 4	16.7
Syon	1,500 1 1 1/2	54 15 0	3.7	[NORTHANTS.]			
Westminster	3,164 12 4 3/4	62 4 4	2.0	Ashby	86 7 8	31 6 8	36.3
州合計	4,664 13 6 5/8	116 19 4	2.5	Finneshed	58 16 0	14 19 4	24.6
[BEDS.]				Pipewell	292 15 1 1/2	26 13 8	9.1
Bushmead	81 13 5 1/2	10 0 0	12.2	Rewley	n. n.	9 3 8	
Harwold	26 13 2	12 13 4	47.5	St. Andrews	212 16 1	17 0 0	8.0
Merkyate	53 10 5	17 3 3 1/2	32.0	St. James	146 17 2 1/2	13 10 0	9.2
Woburn	390 13 11 1/2	60 16 4	15.5	Sulby	205 8 5 1/2	133 6 8	65.0
州合計	552 11 0	100 12 11 1/2	18.2	州合計	1003 0 4 1/2	236 17 4	23.5
[HUNTS.]				[NOTTS.]			
St. Neots	192 13 11 1/4	20 16 8	10.8	Lenton	162 12 1	20 3 4	12.4
Sawtre	159 11 8	33 6 4	20.8	Newstead	161 18 8 1/2	13 6 8	8.2
州合計	352 5 7 1/4	54 3 0	15.3	Rufford	186 13 4	19 16 8	10.6
[STAFF.]				Shelford	58 3 5	26 2 3	45.0
Croxton	94 11 3	36 16 8	39.0	Thurgarton	210 5 6	30 0 0	14.1
Dieulaere	174 13 2	8 18 6	5.1	Welbeck	165 1 0	20 13 2	12.5
Ronchester	64 17 9	23 16 0	36.8	Worksop	165 7 10	9 17 8	6.0
州合計	334 2 2	69 11 2	20.8	州合計	1110 1 10	139 19 9	12.6
				[WARW.]			
				Warwick	38 2 10	25 7 0	66.5
				Wroxall	40 6 9 1/2	22 0 0	47.0
				州合計	78 9 7 1/2	47 7 10	60.3
				合計	4553 0 4 1/2	769 4 8	16.5
				総計	35266 14 6 5/8	3425 1 7	9.7

については勿論のこと、直営地収入についても、大修道院ほど高いことがわかる。これと、第6表と合わせみると、小修道院ほど「日ごとの糧」の生産のため、高い割合で直営地を残さねばならなかったのだと考えられる。それでもなお、大修道院よりもひとりあたりの収入額は低かったのである。

第8表

	世俗総収入 (A)	直営地収入* (B)	修道士数 (C)	俗人数 (D)	C+D	A/C+D	B/C+D	D/C
£ 20—£ 100	1,187	297	176	539	715	1.66	0.42	3.06
£ 100—£ 300	3,200	480	227	686	913	3.50	0.53	3.03
£ 300—	7,158	430	229	326	555	12.9	0.78	1.42

* (A)に第6表で得られた割合を乗じたもの。Savine, op. cit., p. 221 より作成

る。ユーイングズがこれに関連して、「ほとんど〔の小修道院〕は日ごとの必要を満すために小規模な修道院内農場をもっていた。そのほとんどが最後まで稼働していた」と述べているのは、これを裏書きするであろう。

もうひとつ、ここで注目すべきは、マナー裁判所を含めた領主権を確保したまま、直営地をリースするのが一般的傾向であったことである。そこで、大修道院が直営地をより多くリースしていることは、そこにおいて封建的支配組織がより大きく崩壊していたことを意味しない。さきに見たごとく、むしろ大修道院ほど領主裁判権をしっかりと把握していたのである。

つぎに第7表をみると、同じ割合がロンドンに近い諸州(ミドルセックス、サリ、サセックス、ケント、サフォーク等)において低く、ロンドンから遠い諸州(デヴォンシャ、リンカンシャ、ヨークシャ、ノーフォーク等)において高いという観察が可能である。グラスによれば、まさにこの時機にロンドンを中心とする市場圏が形成されてくるのであるが、その市場圏に修道院も巻き込まれていたことを、このことは意味していないであろうか。この地域ではもはや、修道院の「日ごとの糧」を直営地に頼る程度が低くなってきていたのである。

ところで、以上 116 の修道院の世俗総収入は約 35,000 ポンドで、その内7分の5、すなわち 25,000 ポンドが農村からの土地収入である。そのうち約 3,400 ポンドが直営地収入であり、農村土地収入の 12 パーセントに当る。これを全体におよぼすと、直営地収入が 12,000 ポンド、農民

注(24) Youings, op. cit., p. 325.

(25) ibid., p. 322.

(26) 内ミッドランドが特に大きな割合を占めているが、これはこの地域に属する修道院の規模が小さいことによるであろう。

(27) N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market, 1926, Ch. IV. 2. 参照。大塚久雄・吉岡昭彦「リーランドの『紀行』に見えたる当時の社会的分業の状態——マニファクチュア期開始点における国内市場の地域性について——」(『経済学論集』XXI・2-3), 船山栄一, 前掲書所収「社会的分業の展開と小ブルジョワ経済の形成」をも参照。

(28) しかし、修道院の商業活動が、1529年のとくに大修道院の商業活動を禁止し、経済活動を修道院の家政と迎賓のために限定した制定法が出される以前から、すでに後退しつつあったことから、とくに注目に値するものではない。Knowles, op. cit., p. 250, Youings, op. cit., p. 315.

第9表

修道院名	小麦	ライ麦	大麦	オート麦	麦芽	えんどう豆	食家	畜産	酪農製品	その他	世俗総収入 (A)	生産物地代 (B) × 100 (A)
St. Augustine (Canterbury)	£ s. d. 183 6 8		£ s. d. 106 13 4					雄 5 雌 4 子 6 羊 7 豚 13 豚 6 豚 0 豚 0	チ 2 ス 8 ズ 0		£ s. d. 1,684 4 17/4	18.4
Middleton (Dorset)	£ s. d. 19 10 10 ³ / ₄		£ s. d. 11 3 0	£ s. d. 6 9 6							£ s. d. 588 3 10 ¹ / ₂	6.3
Shaftesbury (Dorset)	£ s. d. 54 0 0		£ s. d. 20 10 8	£ s. d. 14 8 0							£ s. d. 1,201 8 5	7.3
Cern (Dorset)	£ s. d. 24 19 4 ³ / ₄		£ s. d. 13 1 0	£ s. d. 6 8 8							£ s. d. 559 19 2 ³ / ₄	7.9
Furness (Lancs)	£ s. d. 20 8 0		£ s. d. 16 1 3	£ s. d. 44 9 4			雄 9 雌 7 子 10 羊 2	牛 8 羊 2	バ 0 タ 13 ス 0	炭 0 泥 4 羊毛 8 毛 0		
Rufford (Notts.)	£ s. d. 3 10 0	£ s. d. 2 4 0	£ s. d. 2 2 0	£ s. d. 1 3 4							£ s. d. 763 0 10	14.2
Welbeck (Notts.)	£ s. d. 7 0 0	£ s. d. 2 7 8	£ s. d. 4 19 0	£ s. d. 0 15 0							£ s. d. 186 13 4	4.9
Robertbridge	£ s. d. 12 13 5		£ s. d. 2 13 4		£ s. d. 2 8 0						£ s. d. 165 1 0	9.1
Wilton (Wilts.)	£ s. d. 45 18 1/4		£ s. d. 34 14 3 ³ / ₄	£ s. d. 11 0 10 ¹ / ₂			雄 0 雌 18 子 4 食 0 用 15 食 6 が 15 ち 0 ょう 0 鶏 0	牛 3 豚 0		皮 6 草 0 し 1 ょう 6 草 0 乾 4 草 0	£ s. d. 632 16 2 ¹ / ₂	23.2
Worcester Cath.	£ s. d. 65 2 8	£ s. d. 5 4 0	£ s. d. 33 13 4			£ s. d. 1 17 8		豚 6 豚 8			£ s. d. 1,095 16 8 ¹ / ₄	9.8
M. Malvern (Wors.)	£ s. d. 16 10 8		£ s. d. 5 0 0								£ s. d. 72 12 2	35.1
Whitby (Yorks.)	£ s. d. 7 10 0										£ s. d. 310 8 5	3.1

* 総収入 Savine, op. cit., pp. 162-163, p. 163 n. 2 より作成

保有地からの収入は、88,000 ポンドになる。

農民保有地は請負農民にリース (land and stock leases) されている直営地と、借地農によって自由借地・贍本借地・任意借地の条件で借地されている一般の農民保有地に分けられる。サヴィンの計算によれば、リースされた直営地からの収入は全農民保有地収入の4分の1ほどであり、残余が一般の農民保有地からの収入である。さらに、後者を自由借地と慣習借地に分けて、その割合をみると、1対11となり、慣習保有地が圧倒的に多かったことが知られる。

農民保有地からの地代はすでにほとんどが金納化されていたと考えられるが、「教会財産査定録」には、変動地代 (Redditus mobilis) と記されている生産物地代がみられる (第9表)。これは、直営地をリースして、自ら耕作することをやめてしまった修道院の家政に必要なことであつたし、また、当時みられたインフレーションの傾向に対するクッションの役割をはたしたのであつた。

2. 修道院領の土地利用形態

修道院の直営地 (demesne in hand) の地目別の面積およびそこからの収入をつぎに検討してみよう。第10表では「直営地調査録」(Paper Survey) をもとに、耕地・放牧場・採草地について、サースク (Joan Thirsk) のいう高地牧畜地帯と低地混合農業地帯に分けて計算を試みたのであるが、面積についてみると、高地牧畜地帯においては放牧場が広く、低地混合農業地帯においては耕作地が広いことが分る。しかし、収入についてみると低地地帯においても放牧場の方が高い。

(29) Savine, op. cit., pp. 153-154.

(30) ibid., pp. 150-153, 155-156.

(31) ibid., pp. 158-159. 自由保有農の地代の方が低かつたから、面積比はもつと小さくなるであろう。

(32) ibid., p. 161. n.

(33) Youings, op. cit., pp. 321-322.

(34) 解散後まもなく「増加収入庁」は直営地についての新しい調査を実施 (3. July 29 Henry VIII), 修道院が直営地からどれほどの収入を得ているかを調査した。その結果が Paper Survey である。

(35) 前掲の ed. by J. Thirsk, The Agrarian History of England and Wales, 1500-1640 の第1章は J. サースクの執筆になる。サースクは、この両農業地帯の特色を次のように要約している。「高地イングランドに最も典型的なコミュニティでは牧畜農業がおこなわれ、穀物は自らの生活に必要な量しか生産されなかつた。このような農業は開き込み地あるいは狭い共同耕地で営まれたが、その多くはチューダー期あるいはそのすこし後に何の騒ぎも惹起することなしに開き込まれていた。そのコミュニティのいくつかには、まだ土地を自分の息子のすべて、あるいはすべてではないが大部分の息子に分割相続させる習慣が残されていた。家族に土地を与えて周辺に住まわせることで、自分の土地を欲するままに利用することを制限しようとするマナーの圧力に抵抗することに成功していた。これらの人々の多くはかれらの農場や小さな所有地を営むかわり、採鉱や石切をしたり、あるいは生計を補うために家内工業に従事していた。低地イングランドのコミュニティのほとんどは混合農業制度をとり、共同地にある鋤耕地を耕作し、農業経営については共同体規制に従い、土地を処分するときにはきびしいマナー規制に従っていた。ほとんどのところで長子相続の習慣を受容れる方向にあった。……農耕は終日働かねばならない仕事であつたから、かれらに家内工業を営むような機会をあまり与えなかつた。」(p. 14)

第10表 Savine, op. cit., pp. 170-172 より作成

修道院名	耕作地			放牧場			採草地		
	a.	£ s. d.		a.	£ s. d.		a.	£ s. d.	
LAWLAND									
[SUSS.] Dureford	195	7 2 0		58	2 18 0		21	1 18 0	
[KENT] Horton	34 1/2	1 3 0		33	1 13 0		24 1/2	1 12 8	
Leeds	100 1/2	5 0 6		196 1/2	7 11 4		31	4 18 8	
Swinfield	65 1/2	5 6 6		73	4 17 4		18	1 16 0	
[NORF.] Bokenham	120	3 0 0		29	2 8 4		168	7 0 0	
Langley	134	2 4 8		30	1 3 10		1	0 2 0	
Louth Park	340	5 13 4		232	14 4 0		251	12 11 0	
[BEDS.] Bushmead	410	11 3 4		183	5 9 8		11	0 18 8	
Eilstow	228	5 14 0		209	10 9 0		136	9 0 4	
Merkyate	185 1/4	7 16 0		10	3 6 8		37 1/2	1 16 8	
Wardon Parkgrange	420	10 10 0		203	9 15 0		40	2 0 0	
[WARW.] Erdbury	56	1 10 9 1/2		145 1/2	8 9 5 1/4		31	2 0 0	
Honwood	30 1/2	0 15 3		93	6 6 4		6 1/2	0 15 2	
Wroxall	127	6 7 0		257 1/4	14 4 2		12	1 1 2	
W. le Frene	40	1 0 0		78	1 13 4		6	0 10 0	
[BUCKS.] Lavenden	220	5 10 0		118	2 1 8		20	2 0 0	
Missenden	231	4 5 6		90	1 17 4		23	2 7 8	
Notley	110	2 15 0		101	5 2 4		35	5 7 4	
[LEIC.] Croxton	320	21 3 4		353	31 8 8		37 1/2	4 10 10	
St. Mary	56	2 16 0		157 1/2	18 17 8		103	10 15 0	
Oveston	300	7 10 0		318 1/2	24 18 4		115	9 18 4	
合計	3723 1/4	118 6 2 1/2		2967 1/4	178 15 5 1/4		1128	82 19 6	
HIGHLAND									
[SALOP] Brewood	75	1 7 0		188 1/2	5 5 2		22 1/4	1 14 0	
Lilleshall	157	3 12 4		331 1/2	12 8 10		35 1/2	3 4 0	
[HEREF.] Aconbury	120	1 0 0		123 1/2	2 7 4		30 1/2	3 1 0	
Clifford	184	3 1 4		100	3 0 9		45 1/4	4 12 1	
Wigmore	144	1 14 0		14 1/2	4 9 4		54 1/4	4 14 4	
[WORC.] P. Malvern	50	2 10 0		82 1/2	6 2 4		9	1 1 0	
Westwood	113	5 2 4		157	7 4 2		27 1/2	4 5 0	
[YORKS.] Coverham	44	1 14 8		39	2 12 0		77 1/2	6 19 0	
Kirklees	60	1 17 8		117	2 17 2		27	1 17 8	
Monk-Bretton	32	7 3 4		76	3 9 4		101	6 1 8	
Whitby	66	4 6 8		296	12 9 4		30	2 0 0	
[STAFF.] Roncester	70	1 18 2		201	27 6 0		20	2 18 0	
Ronton	79	2 12 8		121 1/2	6 14 4		39	3 7 4	
[NORTHANTS.] Ashby	341	7 2 1		553	23 0 10				
Catesby	161	4 0 6		788 1/2	50 7 1/4		83	6 18 4	
St. James	152	3 16 0		19 1/2	2 0 0		38	5 14 0	
Pipewell	150	4 13 0		167	13 19 4		29	3 7 8	
Sewardesley	105	2 12 6		5	0 10 0		10	2 0 0	
Stamford nuns	209	3 13 1		64	5 1 9		20	2 0 0	
Sulby				1229 1/2	127 15 6		58	6 14 0	
合計	2312	63 17 4		4673 3/4	319 0 6 1/4		756 3/4	72 9 1	
総計	6035 1/4	182 3 6 1/2		7641	497 15 11 1/2		1884 3/4	155 8 7	

さらに細かく地方別の耕作地・放牧地・採草地の面積比を求めてみると南部 (Sus., Kent) 46 対 43 対 11, 西部 (Salop, Heref., Worcs) 40 対 50 対 10, 東部 (Norf., Yorks.) 35 対 36 対 29, 外ミッドランド (Beds., Staff.) 53 対 36 対 11, 内ミッドランド (Northants., Warw., Bucks., Leics.) 34 対 58 対 8 となる。

以上の数字は何を意味するであろうか。まず 16 世紀前半におけるイギリスの農業地帯の構造がここにも明瞭に表われていることは言を俟たないが、と同時に、耕作地経営よりも放牧場の経営の方が有利であることによって、混合農業より牧畜農業への復帰がみられるのではなからうか。つまり平和的な交換分合による囲い込みと同時に、「トーマス・モアの『自他ともに許した聖職者である修道院長までが……』という言葉を書きする農村人口の絶滅をもたらした囲い込みの史料も充分ある」こと(注37)からして、内ミッドランド地方の放牧場の割合が高いことは、修道院領もこの地方の(注38)囲い込み運動の進展に深く係っていたことを物語ろう。(注39)

それでは修道院の牧羊はどの程度おこなわれていたのであろうか。「査定録」

では、ドーセットシャ7, ノーフォーク3, グロスターシャ, ウィルトシャ, サセックス各1の全部で13の修道院について指摘があるに過ぎない。しかし、サマセットシャ, サフォークのような牧羊の盛んな州で牧羊の記載がないのは、調査員がこれを直営地収入の中の一括して加えてしまっ、別記していないためである。たとえば、「解散修道院領家財目録」(Suppression inventories)の記載からサヴィンがあげているものをまとめてみれば、第 11 表のようになる。このよう

第 11 表

	牛	羊	豚	馬
Whalley (Lancs.)	84	160	12	2
Fountains (Yorks.)	2365	1326		
Sheppy (Kent)	132	2325	43	17
Lilleshall (Salop)	68	40	25	
Darley (Darby)	48	60	52	9
Dale (Darby)	42*1	27**		*3
Repton (Darby)	3			10
Marevale (Staff.)	89	80	15	10
Brewood (Staff.)				1*4
St. Thomas (Staff.)*5	41	210	15	5
Dieulaere (Staff.)	6	60	13	3
Grace Dieu (Staff.)	62		63	12
Pipewell (Northant.)	145	280	70	

*1 £1 6s. 8d. *2 £3 13s. 4d. *3 £1 6s. 8d.
*4 4s. *5 その他に 'Winter bests' (?) 6の記載がある。

Savine, op. cit., pp. 194-197 より作成

(36) 牧畜農業から混合農業への移行が農業技術上の発展であるとしても、この復帰は後退を意味するのではなく、農業構造の変化を本質とする発展である。

(37) Youings, op. cit., p. 316.

(38) E. F. Gay, "Inclosures in England in the 16th Century" 1903; A. H. Johnson, The Disappearance of the Small Landowner, 1909, pp. 44-49; M. Beresford, The Lost Villages of England, 1954 などを参照。

(39) ちなみに第 10 表から 1 エーカー当りの収入を耕作地・放牧場・採草地ごとに計算してみると各々 7 ペンス, 13.75 ペンス, 20.25 ペンスとなる。他の史料 ('査定録') からの数字と相当の違いがあるが (Savine, op. cit., p. 170), 放牧場が耕作地の約 2 倍, 採草地が約 3 倍の価値をもっている点では一致している (do. pp. 174-177)。したがって修道院は採草地 (および森林 Youings, op. cit., p. 323) を最後まで手元に残そうとしている。なお、農民保有地のエーカー当りの収入については, Savino, op. cit., pp. 166-167 を参照。

第 12 表 Savine, op. cit., pp. 211-216 より作成

修道院名	総収入(A)	負債(B)	(B)/(A)×100	修道院名	総収入(A)	負債(B)	(B)/(A)×100
北 部	£ s. d.	£ s. d.		St. Peter	1744 11 1/2	254 4 8	15
[LINCS.]				Tewkesbury	1478 7 11 1/2	87 14 0	5.9
Burscough	129 1 10	86 3 8	67	Winchcombe	812 3 2 1/4	577 16 8	71
Cartmell	108 13 7	59 12 8	55	州 合 計	5768 5 5 1/4	1207 7 6 1/2	21
Cockersand	228 15 4 1/2	108 9 8	47	[HANTS.]			
Conishead	124 2 1	87 17 3 1/2	71	Wherwell	403 12 10	16 18 2	4.2
Holland	61 3 4	18 18 10	31	Huntigdon	232 7 1/2	141 19 5 1/2	61
合 計	651 16 2 1/2	361 2 1 1/2	55	Sawtre	199 11 8	101 1 8	51
南 部				Stonely	61 5 7 1/2	19 6	1.6
[SUSS.]				州 合 計	493 0 4	244 0 7 1/2	49
Boxgrove	180 3 0	42 10 6 1/4	23	[RUTLAND]			
Hastings	57 18 2	12 13 4	22	Broke	40 0 0	4 13 4	11
Michalham	182 0 3	26 9 1	15	[STAFF.]			
Tortington	101 4 1	12 6 8	12	Dieulaere	243 3 6	171 10 6	71
州 合 計	521 5 6	93 19 7 1/4	18	St. Thomas	181 1 9 1/2	235 19 7	131
[WILTS.]				州 合 計	424 5 3 1/2	407 10 1	96
Amesbury	595 13 4 1/4	20 14 5 1/2	35	合 計	7596 17 11 1/4	2046 1 5	27
Malmesbury	886 16 4 1/4	106 0 0	12	内ミッドランド			
州 合 計	1482 9 7 1/2	126 14 5 1/2	8.5	[LEIC.]			
合 計	2003 15 1 1/2	220 14 3 1/4	11	Bradley	20 15 7	4 6 8	21
東 部				Garendon	186 15 2 1/2	142 11 7	76
[YORKS.]				Kirby Beller	178 7 10 1/2	63 13 4	36
Monkbretton	323 8 2	78 9 0	24	Langley	37 6 2	19 15 0	57
西 部				Oveston	174 13 9 1/4	47 0 0	27
[SALOP]				Ulvescroft	101 3 9 1/2	66 11 0	66
Lilleshall	324 19 10	26 6 8	8.1	州 合 計	699 2 4 1/4	343 17 7	50
[SOMERSET]				[WARW.]			
Athelney	290 19 5 1/4	860 2 7	296	Coventry Cath.	251 5 9	9 5 5	3.7
合 計	615 19 3 1/4	886 9 3	144	Erdbury	122 14 7	50 18 11	41
外ミッドランド				Henwood	23 8 7 1/2	27 18 10	119
[DERBY]				Maxstoke	129 11 8 1/2	196 12 5 1/2	152
Dale	182 4 1	23 11 6	13	Pinley	27 13 7	14 12 7	53
Darley	285 9 11 1/2	142 0 2	50	Pollesworth	109 5 0	27 3 4	25
州 合 計	467 14 1 1/2	165 11 8	35	Studley	181 3 4	122 0 4	67
[GLOUC.]				St. Sepulchre's	49 13 4	133 14 9	270
Cirencester	1325 12 8	264 10 7	20	州 合 計	894 16 3	582 6 7 1/2	65
Hayles	407 10 7	23 1 7 1/2	5.6	合 計	1593 18 7 1/4	926 3 14 1/2	58
				総 計	12785 15 4 1/4	4519 0 3 1/4	35

に、ユーイングズが商業活動を目的として、「16世紀の初めの20年間に多くの修道院は相当の規模で牧畜農業をおこなっていた徴候がある」と指摘しているような状態が、やや後退した程度であったろう。

3. 修道院の負債

修道院は以上のような収入とともに、他方では負債をかかえていたことも事実である。しかし、それは当時の風説のように、修道院解散後の財産処分の際に、王室が僅かの収益しか獲得できなかったほどひどいものではなかったようである。解散令の間近いことを悟った修道院が、解散後の身の振り方を考えて、借財をこしらえるなどありそうなことであるが、他方では、それほど人の好い貸主を容易に見出せたとは考えられない。

修道院の負債について、サヴィンはいくつかの史料からばらばらに数字をあげているが、これをひとつの表にまとめてみると第12表のようになる。この表で総収入の2倍以上の負債をもつ修道院は2、総収入以上の負債をかかえる修道院はそのほかに3、総収入の半分以上の負債をかかえる修道院はそのほかに13、それ以下の修道院が26、この表には加えなかったが、このほかに負債のない修道院と、むしろ債権のある修道院がいくつかある。全体としては総収入の約3分の1の負債をもつ場合が平均的である。解散時の修道院の負債は無視できないにしても、修道院財産処分の財政的結果に深刻な影響を与えるほどではなかったことを、このことは示している。

地方別に負債を検討しても目立った結果は現われてこないが、これを修道院の規模別に分類してみると(第13表)、明瞭な相違が現われてくる。直営地収入を検討したときと同様に、ここでも小修道院の方が遣り繰りは苦しかったことがうかがわれる。

第13表

	件数	負債総収入×100
—£150	9	63
£150—£500	23	55
£500—	12	18

注(40) ドーセットおよびノーフォークの修道院が全体として飼育していた羊の数は各々25,000, 5,920であった。 ibid., pp. 187-188.

(41) Youings, op. cit., p. 313.

(42) 前注 28 参照。

(43) Savine, op. cit., pp. 211-216. 1935年に巡察使からクロムウェルに宛てられた手紙、「解散修道院家財目録」、その他増加収入財務裁判所文書によっている。

(44) 負債がない修道院はヨークの Ellerton 修道院, St. Andrew's 修道院, ウオリク郡の Wroxall 修道院, ハンティンドン郡の Wherwell 修道院, むしろ債権のある修道院はケンブリッジ郡の Barnwell 修道院, ダービ郡の Repton 修道院であるが、これらはすべて中規模の修道院である。

(45) 前注の Ellerton 修道院, St. Andrew's 修道院は、ほとんど貨幣経済に接触しておらず、自給的経済を営んでいた故に負債もなかったという (ibid., p. 214)。この例をみても、地域の影響がみられてよい筈であるが、ここでは明瞭ではない。

第14表

Savine, op. cit., pp. 221より作成

修道院名	総収入	修道士数	俗人数	修道院名	総収入	修道士数	俗人数
北 部	£ s. d.			Wherwell n.	£ s. d.		
[LANC.]				Winchester	245 17 2 1/2	23	20
Burseough	129 1 10	5	42	州 合 計	1192 16 3/4	70	131
Cartmell	108 13 7	10	38	[HUNTS.]			
Cockersand	228 15 4 1/2	22	57	Huntigdon	232 7 1/2	14	34
Conishead	124 2 1	8	41	Sawtre	199 11 8	7	22
Holland	61 3 4	5	26	Stonely	61 5 7 1/2	8	22
合 計	651 16 2 1/2	50	204	州 合 計	493 4 4	28	78
南 部				[RUT.]			
[SUSS.]				Broke	40 0 0	1	11
Boxgrove	186 3 0	9	28	[STAFF.]			
Dureford	108 13 9	9	24	Brewood n.	11 1 6	5	8
Hastings	57 18 2	4	6	Dieulaere	243 3 6	13	30
Michelham	182 0 3	9	29	Staff. St. Thomas	181 11 9 1/2	7	29
Shulbrede	79 15 4	5	13	州 合 計	435 6 9 1/2	25	67
Tortington	101 4 1	7	12	合 計	8565 4 10 1/2	291	898
州 合 計	715 14 7	43	112	内ミッドランド			
[WILTS.]				[LEIC.]			
Amesbury n.	595 13 2 3/4	34	37	Bradley	20 15 7	3	6
Malmesbury	886 16 4 3/4	22	54	Garendon	186 15 2 1/2	15	79
州 合 計	1482 9 7 1/2	56	91	Grace Dieu n.	101 8 2 1/2	16	48
合 計	2198 4 2 1/2	99	203	Kirby Beller	178 7 10 1/4	9	36
西 部				Langley n.	34 6 2	6	17
[SALOP]				Olveston	174 13 9 1/4	7	33
Lilleshall	324 19 10	12	43	Ulverscroft	101 3 9 1/2	9	40
[SOMS.]				州 合 計	797 10 7	65	259
Bristol St. Aug.		12	46	[NORTHANTS.]			
合 計		24	89	Pipewell	347 0 8 1/2	14	44
外ミッドランド				[WARW.]			
[BERBY]				Coventry Charterhouse	251 5 9	13	21
Dale	182 4 1	16	30	Erdbury	122 14 7	7	36
Darley	285 9 11 1/2	15	57	Henwood n.	23 8 7 1/2	7	7
Repton	167 18 2 1/2	10	24	Maxstoke	129 11 8 1/2	8	26
州 合 計	635 12 3	41	111	Merevale	303 10 0	11	45
[GLOUC.]				Pineley n.	27 13 7	5	8
Cirencester	1325 12 8	17	110	Pollesworth n.	109 5 0	15	38
St. Peters Glouc.	1744 11 1/2	30	86	Stoneleigh	178 0 4	12	46
Hayles	407 10 7	22	70	Studley	181 3 6	9	30
Tewkesbury	1478 7 11 1/2	39	144	Warwick	49 13 6	4	8
Wincombe	812 3 2 1/4	18	90	St. Soplehro Wroxall n.	78 10 1 1/2	6	11
州 合 計	5768 5 5 1/4	126	500	州 合 計	1454 16 8 1/2	97	276
[HANTS.]				合 計	2599 8 0	176	579
Christchurch				総 計	14013 13 3 1/2	640	1,973
Twyneham	543 6 1/4	22	63				

4. 修道院の人口

最後に、修道士ならびに修道院に所属する俗人の数を検討しよう。解散間近かになると修道院に新たに入って来る修道士の数も、そこで働いている奉公人の数も減少したばかりか、もとの修道院人口の減少もみられた。修道院に対する愛着の念から、あるいは有利な年金を当てにして残った者はいたが、しかしかれらとても牢獄や処刑台を想わないではなかったから、食むべき禄さえ見出すことができれば、安全な間に逃げ出す者は多かった。

たとえば、1535年の調査員は、グロスターシャのウィンチコム (Winchcombe) 大修道院の修道士数を 26 人と記しているのに、「解散修道院家財目録」には 1539 年の解散時に修道士 17 人と記し、レスターシャのグレイス・デウ (Grace Dieu) 女子修道院では 1535 年に院長を含めて修道女 15 人、奉公人 48 人がいたのに、1538 年には奉公人の数だけが 42 人に減少している^(注46)。以上の一般的考察とこの 2 つの実例からだけでも、解散前夜の数年間に相当の修道院人口の変動がみられたことは疑い得ない。

第 14 表は「解散修道院家財目録」によって修道院人口を示すものである。これは解散前夜の人口を示すものとしては最少の数字とみななければならぬのは以上のことから明らかであろう。

この表の 53 の修道院の内、総収入の分っている 52 の修道院についてみると、修道士数 628 人、俗人 1,927 人で、総収入は 14,000 ポンド余りとなる。この総収入は全修道院総収入合計の約 11 分の 1 に当る。この割合で人口を推算すると——サヴィンはここに現われた修道院が全体として一般の趨勢を表わすものと考えている——修道士 7,000 人、俗人 25,000 人ということになる。これがサヴィンの推定する解散前夜の修道院人口である。

さらに、修道士数と俗人数の比をみると、ほぼ 1 対 3 である。これを地方別に検討しても著しい特徴はあらわれてこないが、修道院の規模別にみると (第 8 表参照)、総世俗収入 20~100 ポンドの修道院が 3.06、100~300 ポンドの修道院が 3.03、300 ポンド以上が 1.42 となる。すなわち、大修道院においては、修道士に対する俗人の割合が、小中の修道院の半分以下で著しく低い。1 修道院あたりの俗人の数を上の規模別分類に従って示すと、各々 22.4 人、38.1 人、17.1 人と大修道院では少ない。逆に修道士の数は大修道院ほど多い (各々 7.3 人、12.6 人、25.4 人) のは勿論であるが、これは大修道院において、先に述べた農民の直営地リースが広くみられたことを意味するものと考えられる。そのため数多くの、とくに農地管理のための俗人を必要とせず、領主たる修道院は単なる地代生活者になっていた。前述のように、大修道院ほどひとりあたりの収入が多かったこともこれを裏書きしている。

注 (46) *ibid.*, p. 219.

俗人の機能が記されているレスターシャ、ウォリックシャ、サセックスについてみると、その内訳は第 15 表のようになる。ここで家事奉公人は聖職者の個人的世話をする者であり、ヨーマンはその中でも高位に属する者である。作男は耕作に当る者であり、女子奉公人は酪農に携るのが普通で

第 15 表 Savine, *op. cit.*, pp. 224-225 より作成

修道院名	ヨーマン または家 事奉公人	作男	女子 奉公人	常時被救 恤民	救恤金 受領者	救恤金受 領者(子 供)	世俗祭 司
LEIC. Bradley		3	2			1	
Oiveston	7	22	4				
Kirby Beller	16	17	1	2		14	
Ulvescroft	20		3	1	2		
Garendon	11	45	11	2	5	5	
Grace Dieu	1	26	9	3	9		
Langley		10	4	2			1
WARW. Pollesworth	8	17	9		1		3
Maxstoke	9	12	3				2
Erdbury	19	5	2		6		
Henwood	1	2	3				1
Coventry Charterhouse	6					12	
Pinely		3	4	1			
Stoneleigh	15	21	2	5	2		
Warwich St. Sepulchre's	2			3	1		
Wroxall		7	3				1
Studley	6	20	4	1			
SUSS. Tortington	2	8	2				
Boxgrave	10	8	2			8	
Hastings	4		2				
Michelham	18	11					
Shulbrede	5	6	2				
Pureford	8	12	4				
合計	168	255	76	20	30	40	8

^(注47) あった。ここで注目すべきは、作男すなわち直営地耕作人である。この表はわずかに 3 州についてのものであるから、一般化はできないにしても、奉公人による修道院の日ごとの必要を満たすための直営耕作がおこなわれていたことは疑いない。^(注48)

ところで、この表には、修道院から独立して生活している荘官・荘司・収入役・監査官を加えていない。調査員がこの高位の人々を奉公人と同列に置くことを好まなかったことにそれはよるが、修道院の俗人役人は解散を間近にした修道院領の管理者として欠くことのできない役割を果して

注 (47) *ibid.*, p. 223. 第 15 表の救恤民については修道院の貧民救恤との関連で問題にさるべきものであるが、この点についてはサヴィンの研究にもとづいた小松芳喬「解散前夜における修道院の貧民救恤」(「イギリス農業革命の研究」所収)を参照。

(48) Youings, *op. cit.*, pp. 325-326.

(注49) またかれらに対する俸給は免税の対象になっていたことから、調査員は別項にこれについて相当詳しい記載をしている。サヴィンはこの俸給の合計を156の修道院について3,481ポンドとしている。これは総収入の約5パーセントに相当する。^(注50) 修道院によって1パーセントから10パーセントまでのひらきがあるが、ともかくこの数字は非常に小さい。これは、「査定録」がこの項に下級役人や臨時の役人を加えていないことと、荘官・収入役・監査官の食事・旅行・制服等の費用を加えていないことによる。

俗人役人の社会的地位は、富裕な借地農から、領主たる修道院よりも社会的勢力を張っている者にいたるまでさまざまである。いくつかの修道院役人を兼ねる貴族も少なくない。たとえば、クロムウェル以後、イギリスにおいて最も勢力のあった人物、ノーフォーク公トマスはカンタベリーのセント・オーガスチン(St. Augustine)修道院、ウォリクシャのコム(Combe)修道院、ノーフォークのラングレイ(Langley)修道院、サフォークのバリー・セント・エドモンド(Bury St. Edmunds)修道院、ノーウィチ司教区の荘官長(chief steward)を兼ね、俸給として、各修道院から合計28ポンド13シリング4ペンスを得ていた。^(注51)

ジェントルマン層、ヨーマン層と修道院の関係は貴族の場合ほど派手ではないが、さらに重要である。サヴィンは「査定録」から、荘官と、'dominus, miles, armiger, magister'の称号のついた者111人を見出しているが、これはすべて広義のジェントルマンに属する者である。^(注52) ヨーマンについては、ユーイングズがつぎのように述べている。「後期チューダー朝イギリスに姿を現わしてくる富裕なるヨーマン借地農のある者の祖先を探るべきは、修道院の荘司であったり、定期借地人であったこれら農民の地位の中である」^(注53) ジェントルマン層や富裕なヨーマン層は修道院の役人を務めるとともに、修道院領の主たる定期借地人でもあったことは明白である。

前にも述べたように、かれらが、このように解散以前から修道院の経営に深く関係していたことが、解散・土地処分を比較的スムーズに遂行させた重大な条件であった。

「修道院領が市場に出されたとき、地主は誰に自分を売り込んだらよいのかを知っていたばかりでは

注(49) ユーイングズは「ひじょうに多くの俗人が、荘官・監査官・収入役・荘司として、修道院にやとわれていたということは、勿論周知の事実であるが、しかしだからといって修道士が世俗的なことに注意をむけなくてすんだと推測するならば、たいへんな誤りであろう。愉快ならざる仕事でさえも俗人に肩がわりされていなかった」(ibid., p. 323.)と指摘しているが、後の修道院解散・土地処分の社会的結果に目をむけると、それにもかかわらず、俗人役人の役割を消極的にみることはできない。

(50) Savine, op. cit., pp. 248-249 に詳細な俸給のリストがある。

(51) ibid., pp. 255-256, G. Baskerville, op. cit., pp. 45-60, 「修道院の創設者・荘官・州の旧家の人々、法律家・都市民・常時被救恤民、それに年金受領者等の様々の利害関係や要求をもった人々は修道院に対する永遠のトラブルの源であった」とパスカヴィルは述べている (do. p. 45). 修道院の創設者や保護者は修道院に保護を加えると同時に、干渉をも加えたのである。その最有力者は、勿論国王であった。このような圧力は聖界の方からも様々にかけられたのであったが、それについては do. pp. 72-95.

(52) Savine, op. cit., pp. 257-260.

(53) Youings, op. cit., p. 324.

なく、どの土地を求むべきかも知っていた。かくして、かれらは自分達にとってもっとも有利な部分を選ぶことができたのである。^(注54)」とサヴィンが述べているように、解散前夜にすでに修道院領における実質的な経済的主導権は修道士からジェントルマン・富裕なヨーマンの手に移っていたといつて、あまり間違っていないであろう。さきに述べたごとく、没収修道院領処分の際の被譲与者の社会的性格をみると、ジェントルマンがもっとも重要であり、あまり明瞭には出てこないが、ヨーマン層に対する譲与も垣間見られることの理由がここにあるであろう。しかし、これは、さらにこの階層に属する人々の社会的経済的進出に起因することであり、その原因はもっと深部に求めらるべきであることはいうまでもない。

注(54) Savine, op. cit., p. 260, Baskerville, op. cit., pp. 60-64.